

## 小田原市文化振興ビジョン推進委員会第7回会議

1 日 時： 平成28年10月6日（木）10時～12時

2 場 所： 小田原市役所602会議室

3 出席者

(1) 委員（7名）

水田委員長、石田委員、中根委員、萩原委員、関口委員、高橋委員、深野委員

※欠席者 鬼木副委員長、木村委員、片桐委員

(2) 行政（9名）

関野文化部長、安藤文化部副部長、石川文化政策課長、砂川専門監、

諏訪部文化政策係長、湯川芸術文化創造係長、間瀬専門員、酒井主査、堀井主任

4 傍聴者 1名（10時55分）

5 会議の概要

### ■第6回会議振り返り

事務局から資料1に基づき説明

### ■議題

(1) 小田原市文化条例（案）について

事務局から資料2-2、資料2に基づき説明

#### 【A委員】

条例第1条の目的の、2行目の「総合的かつ効果的な推進を図り、もって、～」というところの「もって」という言葉づかいが分かりにくい。

#### 【文化政策係長】

条例の文章で使用する条例用語のひとつである。

#### 【委員長】

条例用語が、条例の随所に目立ってきている。

#### 【文化政策係長】

今後、総務課法務係との調整を行っていく。なるべく役所用語を使わない形で条例を作りたいところではある。

**【A委員】**

「総合的かつ効果的な推進を図ることにより、希望と幸福感を持って」という表現にしてはどうか。

**【委員長】**

(A委員の文案を受けて) そのように修正したい。

**【B委員】**

第3条に「主体的に」という言葉が使われている。第1条第3項には、「自主性」という言葉が使われている。第5条の施策の方向性の中では、「市民自らが」という言葉が使われている。これらを「自主的に」という言葉に統一できないか。

もう一つは、パブリックコメントに対する市の意見は、今後公開するはずだが、11番の意見に対する条例への反映状況で、「城下町」という固有名詞を出す必要はないのではないか。

**【C委員】**

第6条第2項、「聴く」と「聴取」という言葉が出てくるが、「聴取」という言葉は意識して使用した方がよい。また、第7条推進体制について、「専門性を持った人員の配置及び組織による継続的な事業推進を図る」とあるが、これは具体的に何か意識しているのか。これをここに入れる意味は何か。

**【文化政策課長】**

専門性を持った職員を配置、また、文化財団を持って推進することも考えられる。現状として、市の中に文化部という組織があって文化を推進している。

条例に入れたのは、文化財団を持って推進していくことが適当ではないかという考えを持っているためである。

**【C委員】**

専門性を何に置くのか意識されているのか。文化の振興の専門性なのか、文化の事業のための専門性なのか。敢えて書いているとしたら、それはよいと思う。専門性という言葉については、実は気を付けなければならない。文章化してしまうと常に配置するという道筋が作られる。専門性をどこに置くのか、専門人材を送り出す立場として気になるところである。

**【委員長】**

専門性の議論は、以前あったと記憶している。

**【文化政策係長】**

確かに、専門性については、地域のコーディネーターのような人材が必要だという話があった。そういう意味も含めて、ここに専門性という言葉を使用している。

**【D委員】**

専門家ではない、専門性という言葉は、その意図に近い言葉であると思う。

**【委員長】**

専門性という言葉にしておく、色々な意味を含み得る。組織による継続的な事業の推進という言葉は、確かに特殊な表現である。財団のことを思いつかない人もいるだろう。

**【文化部長】**

中間答申の時には、「推進体制を整え」という答申文をいただいている。

**【委員長】**

書き方によっては、事業推進の体制を整えるという書き方もある。

**【B委員】**

継続的な事業推進であって、継続的な組織体制ではないので、このままでよいと思う。専門家ではない専門性を持った人材について、何でその人なのかという説明が付くようにしておいた方がよい。

**【D委員】**

継続的という言葉は素晴らしい意味を持つ言葉である。発展、振興には継続が必要である。

**【B委員】**

継続は力なり、組織を継続するという捉えられ方にならないようにしないといけない。

**【C委員】**

今話をこの場で共有したという事実が大事だと思う。

**【E委員】**

誰に向けて書いているのか。第4条以降の主語が「市」になっている。主体的になる「市民」が主語になっているのは、第3条だけである。今後、自治体のサービスが限られてきて、市民自身がやっていかないといけない時代になってくる。そう考えると文化についても、文化は市民がもっと頑張らないとだめだということが書けないだろうか。市が文化振

興のために頑張るということが強くなり、市民が文化振興のために頑張らないといけないという部分が総体的に薄まってしまっている。このままだと、市の振興策を推進するために作った条例だと受け止める方もいるだろう。第3条にもう少し盛り込んでほしいと思う。

**【委員長】**

パブリックコメントで「市民の役割」という書き方だと市民への押し付けになるという意見があったので、市民の主体性、自主性が重要で、それを市がサポートするというかたち改善をした結果である。

**【E委員】**

確かに、それはわかるが、改善したことによって、市民が主役であるということが薄まってしまっている。

**【F委員】**

確かに、この文章だと市民がもっとやらなくなってしまう。市によろしく、という文化条例の捉え方になってしまう。

**【E委員】**

そのように、文化振興は市がやってくれるという風に受け止められてしまう。本来の趣旨は、市民にもっと文化を振興してほしいということであるが、それが伝わらない。

**【D委員】**

しかし、そこを露わに出すと、また捉え方が変わってきてしまうので、難しい。

**【委員長】**

市民の役割を裏側から書いているという要素がある。

**【E委員】**

第4条第2項を「市民は」という主語にして、市は支援を行うというように書き換えて、第3条に持っていくのはどうか。

もっと小田原市民が頑張らなければいけないということを出してほしい。

**【D委員】**

丁寧な拾いすぎると、あれもこれも直さなければならなくなってしまう。

**【委員長】**

市民を主語にして、第3条にもってくることは可能か。

**【文化政策係長】**

意味がダブってしまう部分がでてくる。

**【E委員】**

両面で、市と連携して行っていくのだから、市民は活動をする、市はそれをサポートしていくと書いていけばよいのではないか。どちらかと言うと、市の視点で書いてある。第3条がすごくスリムになってしまい、市民という部分が希薄になってしまっている。

**【B委員】**

第3条については、前文によく書かれている。もし第3条に持っていくとしたら、前文からではないかと思っている。あるいは、書き方として、第3条を読んで、前文を思い出しやすい書き方ができないか。

**【F委員】**

確かに、前回の会議で、第3条には市民の役割がよく書かれていた。また、3つの文に分けてはどうかという意見があったと思う。それが、今回、一文にまとまってしまっている。

**【委員長】**

第4条の方をここまで分けて書くのか。第3条と第4条のバランスを整えてはどうか。

**【C委員】**

第4条は、減らすべきなのか。第4条第7項は、財政上の措置はあった方がよい。第6項は、市以外との行政体との連携は面白い部分であり、重要だと思う。第5項は、市役所の仕事上必要かと思う。第4と第3項は、少しはまとめられるかもしれない。第2項がまとめられる。

第3条に関して、3行あった中にとってもよい言葉がちりばめられていたのがなくなってしまったので、さびしいという意見については賛成である。第3条に何を盛り込むべきかというのがないのであれば、ボリュームをちょっと増やす程度でよいと思う。

**【委員長】**

前文のエキスとして、第3条に盛り込むとしたら、何が足りないか。

**【E委員】**

「市民として頑張れ」ということを言いたい。これからの文化活動は市民が頑張らなければならないという危機感がある。

**【F委員】**

文化に触れることで生活を豊かにするという部分をカットしたのは、どこかに盛り込んであるからか。

**【文化政策係長】**

自らの生活を豊かにするというを条例で、市民の役割の部分で言ってしまっているのか、疑問に思ったため、削っている。しかし、これまでの話を聞いていて、今まで使っていた「小田原の文化を一人一人が育てる」というような表現があった方がわかりやすいのではないかと思っている。

**【E委員】**

条例は、誰が出すものなのか。文化に触れることで自らの生活を豊かにしていきたい、一人一人が小田原の文化を育てていきたい、というような市民の決意表明のような文章を入れてもいいのかと思うが、市が出す条例なので、おかしいということなのだろうか。「市民が頑張っていく」「市民が支えていく」という表現を入れたい。

**【委員長】**

条例は市が提案するもの、提案したものを市民の代表である議会が決めるのであれば、市民が主体になるのか。

**【文化政策課長】**

今までの議会の反応としては、「なぜ条例が必要なのか」という疑問を持たれている。議員の方々からは、なぜこの条例を作らなければならないのか、市民の文化活動を自由にやるのは当たり前で、それに対して条例で市が規制する必要がないのではないかという声があった。

それに対して我々の回答は、市民の文化活動を主体的、自主的に自由にやることは当たり前、というのはその通りであるが、それを行政が下支えしていく体制というのは、市長が変わっても担当する職員が変わっても、継続的に行われなければいけない、それを担保するためにこの条例が必要であると説明させていただいている。

そうした経緯があって、市の責務が強調されている。議員さんにお分りいただけないということは市民の方にもご理解いただけないと感じたため、それで市民の役割といった表現を抑えた形で提案させていただいている。

**【委員長】**

市民が文化活動を自由にやっているというのは当たり前だということは、前文に書かれている。条例に入ると市の役割のところには比重が移っている。

**【B委員】**

市民がやりたいということが最初にあって、それを市民がやりやすくするために市がインフラとして導入しているという構造になっている。前文を抜かして条文を読んでもと違った捉え方をされてしまう。第4条第7項のような書き方で、前文で読めるようにという書き方で、第3条に書ければ市民の意識してもらえないのではないか。

**【委員長】**

継承、創造、発信 後半も使い直している、後半で無理に使わなくてもよいのではないか。市民側に寄った表現で第3条については書き直してもよいと思う。

一つは、自分自身が担い手であるという認識をする。

**【E委員】**

第3条を膨らませると、市は市民の活動を規制するなという受け止められ方をすることがあるということで、難しい。

**【B委員】**

前文で書いたところを実現するためにというような書き方にできないか。

**【文化政策係長】**

市と市民を分かりやすく整理する。

**【E委員】**

これまでの皆さんの意見を受けて、これまでの自分の意見を撤回したい。

**【委員長】**

それでは、第3条では前文を想起させる文章を入れるということによいか。

**【D委員】**

総体的に見て、小田原市の特性や実体をよくつかみとっていると思っていて、理想につながる表現がきれいに示されていると思う。

**【委員長】**

副委員長からは、文言整理について事前に意見をもらっている。また、名称のことにつ

いて、「小田原市民の文化振興条例」という案が提案されている。今までの議論の中で、「小田原市文化振興条例」だけはやめよう、という意見があったが、この資料では、そのようになっており、市民の主体性や自主性を名称に還元されないのが残念である。これは、市側の感覚として柔らかすぎる名称は、理解されにくいということだと思うが、副委員長からの名称にうなずいている委員が多いということを確認しておいてほしい。

**【C委員】**

名称は「文化振興」を入れた方がよい。委員の皆さんのお気持ちはこの場でしか出せない。柔らかい名称にするということは議論が必要だと思う。

**【A委員】**

前文で想いを書いているので、前文につながるような条例名称にしたい。固いイメージなので、名称と条例の内容がマッチするものを生みだしてはどうか。

**【委員長】**

敢えてこの言葉を入れてほしいというのはあるか。

**【A委員】**

敢えて言う「私たち」というのがよいのかと思った。同じ目線なので。自分たちのもので、自分たちの理念であることが伝わればよいと思う。

**【E委員】**

「振興」を入れた方がよいと思う。

**【B委員】**

文化を振興するために条例がある。

**【A委員】**

「市」はなくてもよいと思う。

**【委員長】**

「市」がない方が、全体が含まれる気がする。

**【E委員】**

報徳塾にでているが、秦野市などからも来ているので、小田原市民に限らなくてよい。小田原市という行政区画でこだわってはいけないと思う。



**【C委員】**

題名に関しては、是非市民である委員の皆さんに積極的に議論してもらいたいと思う。

自分たちの条例が生まれるのだから、その議論は重要である。ただ、あまり漢字を使わない方がよいと思うのと、振興という言葉は入れたほうがよいという意見には賛成。市民のアクションを支えることにつながる。

**【E委員】**

「私たちの」でよいのか、「わたしたちの」がよいのか。

**【A委員】**

「私たちの」でよいと思う。

**【委員長】**

県は意識的に神奈川を「かながわ」としているが小田原は漢字にするのか、ひらがなにするのか。→漢字のまま。

**【文化政策課長】**

「私たちの」はどこにかかっているのか確認したい。

**【委員長】**

「私たちの」は、文化振興と条例、どちらにもかかるものである。必要なポイントは議論された。委員の意見としては、「私たちの小田原文化振興条例」としたい。

(2) 最終答申について

事務局から資料3に基づいて説明

**【B委員】**

実際にリリースされる予定はいつか。

**【文化政策係長】**

12月議会で承認されれば、4月1日から施行の予定である。

**【委員長】**

周知するための企画は考えているのか。

**【文化政策係長】**

3月25日（土）シンポジウムを開催する予定である。平田オリザさんをお招きして条

例の周知を含めてご講演いただく。平田オリザさんと市長との対談も考えている。

**【文化政策課長】**

条例については、12月議会への上程を予定しているが、3月以降とするケースも考えられる。どちらにしても、シンポジウムは行う予定である。

**【文化部長】**

議会では、芸術文化創造センターのための条例制定ではないかと捉えられてしまう、センターの内容の議論を踏まえて進捗状況をみながら、一番いいタイミングを考えたいと思う。

**■その他**

議会からの結果については委員にフィードバックする予定。

閉会